

大和市広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、広告の掲載に関し必要な基準を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 規則第3条第10号の規定により、掲載することが適当でないと市長が認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 賭博性のあるもの又は投機性の高いもの
- (2) 出資者又は出資金を募るもの
- (3) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 社会的に不適切なもの
- (5) 求人広告、求人広告に類するもの

(掲載しない事業者)

第3条 規則第4条第5号の規定により、広告を掲載することが適当でないと市長が認める事業者は、次のとおりとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む事業者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む事業者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (4) 興信所、探偵事務所等
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 社会問題を起こしているもの

(表示の基準)

第4条 広告の表示内容は、次によるものとする。

- (1) 市、国、県等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (2) 肖像権又は著作権を侵害しないこと。
- (3) 虚偽の内容を表示しないこと。
- (4) 不明確な内容を表示しないこと。
- (5) 広告主（広告主が広告代理業を営むものである場合には、実際に広告を掲載する者）の名称、

所在地、電話番号、代表者の氏名（法人格を有する団体の場合を除き、個人事業主にあつては当該個人事業主の氏名とする。）を表示すること（市のホームページに広告を掲載する場合を除く。）ただし、個人事業主が、自宅を事務所（店舗等を兼ねる場合を除く。）として使用していることにより所在地と住所が同一となる場合において、個人情報保護の観点から所在地の表示を希望しないときは、当該表示をしないことができる。

（ネーミングライツに関する準用）

第5条 第2条から前条（第5号を除く。）までの規定は、ネーミングライツを付与する場合について準用する。この場合において、第2条の見出し中「掲載」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、同条中「掲載する」とあるのは「採用する」と、第3条の見出し中「掲載しない」とあるのは「ネーミングライツを付与しない」と、同条中「広告を掲載する」とあるのは「ネーミングライツを付与する」と、第4条中「広告」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月28日から施行する。